

# 介護施設整備に係る貸付料減額措置の延長について

---

財務省理財局

# 定期借地制度を利用した介護施設整備に係る貸付料減額措置の延長について

## 概要

- 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、平成28年より都市部の介護施設を対象とした定期借地権による貸付料の減額措置（令和2年度末までの5年間、8都府県、当初10年間の貸付料5割減額）を実施しているところ。
- 介護施設として利用可能な未利用国有地の活用は、既に相当程度実現したが、引き続き残余の未利用国有地についても活用を促すため、令和2年度末（2020年度末）までの実施期間について、令和7年度末（2025年度末）まで5年延長するもの。

## 貸付実績

- 介護施設整備のための定期借地制度を活用した貸付は、平成22年8月から全国で実施し、時価貸付を含め60件。
- そのうち、平成28年から実施した減額貸付（8都府県対象）は46件となっており、介護施設整備の促進に一定の貢献。

(R2年3月末時点)

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度 (~12月)	H27年度 (1月~)	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 R元年度	計	
—	—	2	7	2	1	2	6	19	15	6	60	
うち減額措置適用分						➡	2	4	19	15	6	46

## (参考) 定期借地制度を利用した介護施設整備に係る基本的考え方と具体的な活用スキーム

### 【基本的考え方】

2020年代初頭までの「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護施設整備を加速化させる観点から、以下の基本的考え方に基づき、国有地を積極的に活用する。

- ①介護離職ゼロについて、2020年代初頭までの達成を目指すこと
- ②介護施設整備にあたり、初期投資の負担軽減に資すること
- ③関係する他の政策と整合的かつ相乗効果が生じるものであること

その際、特に都市部における介護施設整備の加速化に資するよう、政策的に必要な期間、地域、対象施設において、定期借地権による減額貸付を実施する。

### 【具体的な活用スキーム】

1. 実施期間 : 平成28年(2016年)1月1日から令和2年度末(2020年度末)  
→ 今回、令和7年度末(2025年度末)まで延長
2. 実施地域 : 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県
3. 対象施設 : 特別養護老人ホーム等入所施設を原則としつつ、通所施設等を併設する場合も対象  
(注)具体的には、定期借地権設定のための一時金の支援事業(地域医療介護総合確保基金)の対象となる施設とし、同施設に併設される地域密着型サービス等整備助成事業(同基金)の対象となる施設も、本活用スキームの対象とする。ただし、社会福祉法第2条に規定する施設に限る。
4. 定期借地貸付料の減額等
  - ・定期借地権による貸付にあたっては、初期投資の負担軽減に資するよう、貸付契約締結日から10年間に限り、貸付料を時価から5割減額
  - ・定期借地権による貸付契約に際して、社会福祉法人も契約保証金免除 等
5. 地方公共団体との連携 : 地方公共団体への国有地の情報提供